

平成 28 年 6 月 24 日
金融庁

個人向け国債の勧誘・販売に関する Q & A

(問) 金融商品取引法に基づく書面（契約締結前交付書面）の記載事項に関する説明義務は、交付した書面について、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして、顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を義務付けるものであり、書面の内容について全項目を網羅的に口頭で説明することを一律に義務付けるものではないと理解している。

- この点、個人向け国債に係る説明については、その商品性を踏まえると、
- ・ 初めて個人向け国債を購入する顧客については、個人向け国債を購入するに際して、投資判断上必要な情報をわかりやすく説明している書面や必要に応じてパンフレット・リーフレット等を交付した上で、顧客の知識、経験などに応じて、①発行から 1 年間は原則として中途換金ができないこと、②中途換金時に、直前 2 回分の利子相当額を基準に算出された中途換金調整額が差し引かれることを説明することとし、これら以外の事項については、顧客の求めがある場合にそれに応じて必要な説明を行う。
 - ・ 過去に個人向け国債を購入したことがあり、個人向け国債の仕組みやリスクなどについて理解している顧客については、当該書面を交付した上で、顧客の求めがある場合にそれに応じて必要な説明を行う。
- といった方法によることが可能であると考えが如何か。

(答)

金融商品取引法に基づく説明義務は、顧客が金融商品を購入するに当たり、その内容やリスク等を十分に理解した上で購入できるようにすることを目的とするものであり、ご質問にあるような方法によることは基本的に可能であると考えられます。